○東北地方整備局告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　十三号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員延長	備考
湯沢市上院内字新雄勝八番二から同市下院内字柳原四〇番一まで	九・三〇～八一・八九メートル　四・〇一四キロメートル	

四　指定する期日　平成二十八年十一月四日

○東北地方整備局告示第二百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　十三号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
湯沢市上院内字雄勝山一番二から同市下院内字柳原四〇番一まで	前	A 一一・一〇～九七・一〇メートル　四・六五〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一一・一〇～九七・一〇メートル　四・六五〇キロメートル A 一一・一〇～九〇・一〇メートル　四・〇四八キロメートル B 一一・二〇～九〇・一〇メートル　四・〇六八キロメートル	

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月四日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	湯沢市上院内字雄勝山一番二から同市下院内字柳原四〇番一まで	東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十一月五日十六時

○関東地方整備局告示第三百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月四日

関東地方整備局長　大西　亘

別表の指定番号二十五の指定確認検査機関の名称中「シー・アイ・ジャパン株式会社」を「ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社」に改める。

○中部地方整備局告示第百十七号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月十三日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年十一月四日

中部地方整備局長　塚原　浩一

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：接触ろ床方式にリン除去装置を加えた方式

製造者の住所・氏名	代表取締役社長　木村　秀昭
工場の所在地及び名称	愛知県名古屋市千種区今池四丁目1番4号　フジクリーン工業㈱ 北海道札幌市西区発寒十五条十三丁目4番60号　札幌ボデー工業㈱ 北海道赤平市字赤平651番地2　札幌ボデー工業㈱　赤平工場 栃木県那須郡那須町大字高久甲2691－2　フジクリーン工業㈱　那須工場 栃木県下野市中大領308－2　㈱前田工業 愛知県みよし市根浦町四丁目2番地21　フジクリーン工業㈱　三好工場 岐阜県加茂郡川辺町鹿塩字梶屋敷525－1　フジカ化成㈱ 愛媛県松山市住吉一丁目7番15号　関西運送㈱ 福岡県飯塚市嶋分1471－7　フジクリーン工業㈱　飯塚工場

認定番号	浄化槽の名称
5－16－H－007	フジクリーン　CRXII－5型
〃　－1	〃　CRXII－7型
〃　－2	〃　CRXII－10型

国会事項

衆議院

議案送付

十一月一日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日印原子力協定を締結するという報道に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問主意書（仲里利信提出）

他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問主意書（仲里利信提出）

答弁書受領

十一月一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出領空の定義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤野保史提出オスプレイ飛行訓練に関する質問に対する答弁書

報告書受領

十一月一日内閣から次の報告書を受領した。

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告